



Title	院政期願文における「治天の君」像：藤原永範の鳥羽院関連願文を中心に
Author(s)	仁木, 夏実
Citation	詞林. 2005, 37, p. 20-37
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67532
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

院政期願文における「治天の君」像

——藤原永範の鳥羽院関連願文を中心に——

仁木 夏実

はじめに

はやく諸方面からの注目を集めていた平安時代後期の願文研究は、近年、山崎誠氏^①や李育娟氏^②らにより『江都督納言願文集』の精緻な読解にもとづく成果が相次いで発表され、新たな局面を迎えている。

しかし、両氏の研究対象がいずれも『江都督納言願文集』であることが示すように、依然としてその対象は大江匡房に限定されていると言つて良い。確かに、匡房は平安時代後期を代表する鴻儒であり、かつ、その願文が、後人の編集によるものとは言え、まとまった量を持つ集という形で現存していることは、研究にとって大きな利点である。だが、そのことが天永二年（一一二）に死去した匡房一人の作をもって平安時代後期、また院政期願文を代表させることが出来るかのような理解につながることには十分な注意が必要であろう。匡房以後も儒者らは膨大な数の願文を作り続け、そのいくらかについては現存もしているからである。

一

例えば、藤原永範（一一〇一～一八〇）という儒者がいる。藤原南家成季流から出身し、二十八年間に亘つて式部大輔の座にあった彼は、平安時代の最末期に活躍した儒者であるが、三十篇余りの願文と呪願文（以後願文と総称する）を残している。その多くは鳥羽院の主催する法会のための修善願文であり、従来の、作者では匡房、文体としては追善願文に偏向しがちであった願文研究では、さほど注目されるものではなかつたが、一人の作者による、まとまった傾向を持つ願文として院政期願文の重要なサンプルとなりうるものである。

小稿は、これら藤原永範の鳥羽院関連願文を中心とする、院政期願文に描かれた院の像に注目し、その表現の変遷と歴史的背景の一端を明らかにすることを目指すものである。

仁平四年（一一五四）六月八日、左大臣藤原頼長は、高陽院北殿において等身薬師如来像一体等を供養する法会を開催した。

今日、余、法皇の奉為に等身薬師如来像一軀（居）、五寸同像千体（立）、素紙摺写薬師経一千卷（三月二十日）

を始む。八日吉曜を得、薬師に便有り。仍て供養する所なり。此れ近日の御惱を救わんが為なり）を供養す。

（原漢文）

と、頼長が自身の日記『台記』に記すところによれば、これは、ここ数年病に悩まされることが多く、この数日前の六月五日にも体調を崩していた鳥羽院の長寿を祈願するため、三月二十日から準備されていたものであった。『台記』は鳥羽院と美福門院の渡御、布施などについて述べた後、藤原永範が草した願文を載せる。

A 蓋聞。

過二十恒沙之刹土、有二世界之殊勝。

其處号「東方淨瑠璃」表裏之映徹互通。

其尊稱「南謨薄伽梵」二六之誓願不妄。

求長壽得長壽焉、彰功能於現在生之際。

祈衆病除衆病、施利益於像法転之時。

医王妙力不可測量者歟。

B 伏惟。

參天式地之玄德惟疎、早遜帝位。

出離解脫之素意無レ変、遂入新門。

自レ爾

煙霞洞中、何有客塵之來冒。

水月觀底、宜無俗慮之相催。

但太政天皇者嫡嗣也。今上陛下者少子也。

屢受一代之尊崇、未絶萬機之諮詢。

四海安危、自驚禪座之下。

百姓理亂、猶決幽居之中。

C 是以、

左相府視我過知命之齡、祈我保遐年之筭、所以、外為竭報國之忠、內為抽匪石之志、之故也。

仍奉造立等身皆金色薬師如來像一体。

五寸同像一千体、奉摺写薬師経一千卷。

D 于時林鐘上旬之候、薬師緣日之朝。

排城南之難宮、移広嚴城之旧儀。

崛法中之上德、整秘密法之軌範。

一十余二之僧徒、稱讚同音。

高槐茂棘之卿相、列次滿座。

慧業之趣、偏資妙身。

E 昔黃帝之至襄城也、右驂乘之扈從空迷。

今宋愚之訪寿域也、左僕射之精誠甚厚。

彼遇牧馬童子、唯問養生治身之道。

此仰医王薄伽、更憑除病延命之願。

F 伏請薬師如來、棘情知見。

十二夜叉、勤潛衛於造次。

七千眷屬、致護持於尋常。

然則姑射山間九横之雲咸散、

汾陽水上十清之波鎮閑。

乃至法界。勝因不限。敬白。

故人の冥福を祈る追善願文について、『王澤不竭抄』などに構成の概説が見られるが、管見のところ、追善願文についてそうしたものは知られないようである。永範や彼と同時代の儒者らによる修善願文を通覽すると、おおむね、『王澤不竭抄』に言うところの、「世間無常」「仏法讚歎」にあたる内容（この願文ではA）・願主が今回の修善を行うに到った経緯（同B・C）・法会の様子（同D・『王澤不竭抄』の「修善仏經事」「時節景氣事」）・故事（同E・『王澤不竭抄』の「昔因縁事」）・回向句（同F・『王澤不竭抄』の「廻向句」）という構成

になるのが基本的な形のようである。追善願文では故人の生前の様子や逝去の有様、また、それをとりまく人々の悲しみの描写に修辞が凝らされ、表現の中心となるが、その代わり

に、願主がどのような立場の人間であるのか、そして、どう

いった経緯で法会を開催するに至ったのかが説明されるので

ある。

以下、この法会のBとCを適宜区切って見ていこう。

B伏して惟へらく。

參天式地の玄徳惟れ疎く、早く帝位を遙る。

ひれ伏して考えを致しますに、私はかつて天地と同

じであるべき奥深い徳に乏しく、早くに帝位を退きました。そして、日ごろから抱いていた出離生死の思いが揺るがないことから、ついに仏門に入りました。

爾より

煙霞洞中、何ぞ客塵の來り冒すこと有らん。

水月觀底、宜しく俗慮の相催すこと無かるべし。

それ以来、霞たなびく我が隱居所に、どうして客人の訪れがあるでしようか。水月を觀想する我が心には、俗世への思いなど兆すことも無くてしかるべきなのです。

但し、

太政天皇は嫡嗣なり、今上陛下は少子なり。

屢二代の尊崇を受け、未だ万機の諮詢絶えず。

四海の安危、自ら禅座の下を驚かし、

万姓の理乱、猶ほ幽居の中に決す。

しかし、太政天皇は我が嫡子であり、今上陛下は我

が末子であります。この二代から私はしばしば（父

として）礼を尽くされ、政務に関する諮詢が未だ途

切れることはあります。天下の安穩も危急も、出

家の身の周りを騒がせ、万民が治まるも乱れるも、出

出離解脱の素意変らず、遂に釈門に入る。

C是を以て、

左相府我が知命の齢を過ぐるを視、我が退年の筈を保たんことを祈るが所以に、外には報國の忠を竭さんが為、内には匪石の志を抽かんが為の故なり。

仍て等身皆金色薬師如来像一体・五寸同像一千体を造立し奉り、薬師經一千巻を模写し奉る。

そこで、左大臣は私が五十歳を超えたのを見、私の長命を祈るために、また、一つには忠義を尽くして國の恩義にこたえるため、そして一つには石のごとく堅固な真心をあらわすために、等身の皆金色薬師如来像一体と五寸の薬師像一千体を造り、薬師經一千巻を書きされたのです。

願文の主語は明らかに鳥羽院であり、法会の願主は鳥羽院と考えられるが、Cの内容より左大臣頼長が院の長寿を願つて法会を用意したのであることが分かる。法会の造営主体と願主とが必ずしも一致しない例である。

興味深いのは、Bの、鳥羽院が自らについて述べる部分の分量の多さである。すでに五十歳という、当時としては高齢に属した年齢で政権の中枢で重要な位置にある院の長寿を祈るという願趣の、「政権の中枢で重要な位置にある」ことを述べるために、全体で五百文字あまりのこの願文の約五分の一、百文字以上が充てられているのである。内容的にも、不徳を自覚して退位した時から説き起し、出家し、静かな生

活を送るうとするものの、上皇や天皇の父親として国政に参与せざるを得ない、という院の、仏（それはとりもなおさず、世間である）に向けてのポーズが対句を多用した修辞で彩られ、強調されている。

永範の現存する三十篇あまりの願文の多くが鳥羽院関連のものであることは既に述べたが、それらを通覧してみると、この例のように願主である院について詳細な記述を行っているものをしばしば見出すことが出来る。願文の製作年代の中心は一四〇〇年代から院の崩する一一五年まで。頼長と兄忠通との間に起った摂関家の内訌が深刻化し、病弱な近衛天皇の後継者問題や院近臣らの動きとも絡んで政治的緊張が高まつた時代、保元の乱前夜にあたる。治天の君としてその渦中に君臨した鳥羽院は、どのような姿を願文の中に留めているのだろうか。

二

田中文英氏は、摂関に補弼された天皇統治を正当な政治体制とする摂関家の論理に対抗して院政側が主張した論理として、「天皇との関係をいわば家父長的論理を癒着吻合することによって、天皇の分身的権威と後見的立場を強調」したことを指摘され、その例として永範の鳥羽院関連願文を挙げておられる。第一節で見た薬師如来像供養願文におけるBがまさにその例となるが、確かに、永範の願文には、父であるが

ゆえに、いまだ幼いわが子天皇を助けて参政せざるをえない鳥羽院像がしばしば登場する。別稿でもいくつか例を挙げたが、それらに加えて、比較しやすい例を示すと、久安三年（一四七）八月十一日の鳥羽安樂寿院阿弥陀堂供養祝願文がある。ここで、永範は鳥羽院を次のように表現する。

（…、早在幼昧、謬撫皇図。徳隔助華、俗謝淳朴。君臨之間、經二八廻。遜讓以来、送四六載。ト棲汾水、永逐虛舟。問道空門、遂帰直乘。

上皇聖主、二代嚴親。政務弛張、一身諮詢。百姓咎過、譴責寄誰。三業罪障、懺悔憑仏。…

（…、早く幼昧に在り、謬りて皇図を撫づ。徳は助華を隔て、俗は淳朴を謝す。

君臨の間、二八廻を経。遜讓以来、四六載を送る。棲を汾水にトし、永く虛舟を逐ふ。道を空門に問ひ、遂に直乗に帰す。

上皇聖主二代の嚴親なり。政務の弛張、一身に諮詢

せらる。百姓の咎過、譴責を誰にか寄せん。三業の罪障、懺悔を仏に憑まん。…）

幼い日に私は誤つて帝位につきましたが、誇るほどの徳もなく、素直でも誠実でもない俗物であります。十六年間位し、譲位してからは二十四年の歳月を送り、院となつて後、ついに仏門に入りました。しかし、私は上皇と今上天皇の二

代の親であり、政治の興廃を一人で担つてゐるのです。天下万民の罪咎を誰に被せられるというのでしょうか（いや、誰でもない私が引き受けなくてはならないのです）。この業による罪を懺悔し、仏におすがりしたく思います。…やはりここでも不徳を自覚して退位・出家したものの、上皇・天皇二代の父親であることにより、政権を任せられている。…

これに対し、同じ法会で用いられた藤原北家日野流の顯業の手になる願文は、ほぼ同じ部分を次のように述べる。

（…、伏惟、昔在四海之家、早為万民之主。馭朽多歲、理世之德独疎。宿慮之在坐禪、雖知空觀之隔世累、履薄幾春、慎日之心難慰。是以、

辭紫宮而遁皇図、出茨山而入法室。

朝使之伝諮詢、尚有塵事之到我心。懺悔之思、造次無休。…

（…、伏して惟へらく、昔四海の家に在り、早く万民の主為り。朽ちたるを馭すること多歲、世を理むる徳独り疎なり。

薄きを履むこと幾春ぞ、日に慎しむ心慰め難し。

是を以て、紫宮を辞して皇國を遁れ、茨山を出て法室に入る。宿慮の坐禅に在るや、空觀の世累を隔つと知ると雖も、

朝使の諮詢を伝ふるや、尚塵事の我が心に到ること有り。

懺悔の思ひ、造次も休むこと無し。…)

ひれ伏して思うに、私は昔天下万民の主君でありました。

(しかし)世を統治する徳には恵まれず、日々慎重に慎重を重ねる心はなかなか恵められませんでした。朽ちた綱で馬を御するような、薄水をふむような、危うい思いをしながら多くの歳月を過ごしてきました。そこで、宮中を出て帝位を逃れ、院御所をも離れて仏門に入りました。(しかし)坐禅をし、観想を行つて世俗から距離を置いているにも関わらず、朝廷からの使いが諮詢にやって来ては、私の心に煩いをもたらし、常に懺悔の心が安まることがありません。…)

単純に抜き出した部分と全体との割合を比較すると、顯業の願文が、全体で八百八十六文字中八十六文字を充てているのに対し、永範の呪願文は、全体五百十二文字中八十文字を費やしており、永範の呪願文の方がこの部分の比重が大きい。内容について見てみると、両者はともに、帝位を逃れ、出家したにも関わらず、なお政務を執らなければならないことを述べているが、顯業の願文が「朝使の諮詢を伝ふる」こと

を、仏道と対照的に「塵事」と表現しているのに對し、永範の呪願文では政治に対するそのようなマイナスのニュアンスは希薄である。「政務の弛張、一身に諮詢せらる。百姓の咎過、譴責を誰にか寄せん」という書き方は、政務の俗という側面よりもむしろ、重大さを強調したものであろう。また、永範の呪願文にある上皇・天皇二代の帝王の父であるという要素は、顯業の願文には見られない。同時の作でありながら、両者の描く院の像はややずれたものとなつてゐる。

永範の願文で帝王の父という立場を強調する例にはこの他、…、抑弟子者、

万乘之本主也、輒不可促逆旅之行。

二帝之慈父也、更不可伍俗流之輩。…)

(…、抑も弟子は、

万乘の本主なり、輒ち逆旅の行を促すべからず。

二帝の慈父なり、更に俗流の輩に伍すべからず。

(…)

(「天王寺念佛三昧院供養願文」『本朝文集』卷六十一)

…、抑弟子、
雖保禁戒、猶難保。

雖懺罪障、不能懺。

所以者何。

正嫡則太上皇、少子亦万乘主。
二代扶持之間、定招不慮之咎。

衆務諮詢之処、豈無自然之愆。…

(…、抑も弟子は、

禁戒を保つと雖も、猶ほ保ち難し。

罪障を懲すと雖も、懲すること能はず。

所以は何ぞ。

正嫡は則ち太上皇、少子は亦た万乘の主。

二代扶持の間、定めて不慮の咎を招かん。

衆務諮詢の処、豈に自然の愆ち無からんや。…)

(「鳥羽院三七日御逆修功德結願願文」、「本朝文集」卷六十二)

などがある。

同時代願文に、天皇の父親であることを述べる例が無いわけではない。藤原式家の茂明の作には、

…是以、

我昔雖膺万国之貢珍、

我今雖為一人之慈父、

世間之榮樂、離深着也、

顛沛只寄意於不退転之法輪。

天下之威權、比鎰銖也、

順次偏慕生於無量寿之佛土。…

(…、是を以て、

我昔万國の貢珍を膺ぐと雖も、

我今一人の慈父為ると雖も、

世間の榮樂は深着を離るるや、

顛沛にも只だ意を不退転の法輪に寄す。
天下の威權を、鎰銖に比すや、
順次偏へに生を無量寿の仏土に慕ぶ。…)

(「鳥羽院御逆修法会願文」、「本朝文集」卷六十)

というものがある。ここでは「一人の慈父」であるけれども、世間的な榮樂に執着することなく、天下を揺るがす力も軽視して、ひたすら仏道に心を寄せるのだ、と述べられている。

天皇の父という立場は「世間の榮樂」や「天下の威權」と結びつくものとされており、描かれているのは、あえてそれに背を向けて仏道に心を寄せる院の姿である。強大な權力を握ることの出来るただならない立場にあるという点は共通するものの、あえてそれに執着しないことで、仏への信仰を強調する茂明の鳥羽院と、親として子を扶持するために參政し、その結果仏弟子としての修行を怠りがちであることを懲悔し、また、「治天の君」ゆえの咎を招いてしまう、と述べる永範の鳥羽院と、両者には大きな違いがある。

これに加えて、先にも少し述べたが、政治に携わることで生じる罪への意識も、永範の願文にはまま見られるものである。これまでに見た中にも、「百姓の咎過、譴責を誰にか寄せん。三業の罪障、懲悔を仏に憑まん」(「鳥羽安樂寺院阿弥陀堂供養呪願文」)や、「二代扶持の間、定めて不慮の咎を招かん。衆務諮詢の処、豈に自然の愆ち無からんや」(「鳥羽院三七日御逆修功德結願願文」)のような例があつたが、この他に

も、

…、但在位当初、馴俗之間、

庶績難和、定招齊民之咎。

三章有法、猶遺夏台之冤。…

(…、但し在位の当初、馴俗の間、

庶績和し難く、定めて齊民の咎を招かん。

三章の法有れども、猶は夏台の冤を遺すがごとし。

(…)(「鳥羽院金剛心院供養願文」「本朝文集」卷六十二)

…、弟子、

遜皇位而三十載、入仏道而十二年。

棲是茨岫之居、一百之寿算半至。

身亦松門之侶、二八之想觀久凝。

以厭俗機、以擺塵垢。

然猶三聚淨戒之中、十重禁戒為本。

十重禁戒之中、不殺生戒為先。

不殺之戒、吾豈敢乎。

所以者何。

四海為家之昔、河伯之民入貢。

百官分任之時、山廩之職宰畷。

一面遺網於殷野、三章立法於夏臺。

其間罪障、自然而然。…

(…、弟子は、

皇位を遜れて三十載、仏道に入りて十二年。

棲は是れ茨岫の居、一百の寿算半ばに至る。

身は亦た松門の侶、二八の想觀久しく凝らす。

俗機を厭ふを以てし、塵垢を擺するを以てす。

然るに猶ほ三聚淨戒の中、十重禁戒を本と為す。

十重禁戒の中、不殺生戒を先と為す。

不殺の戒め、吾豈に敢へてせんや。

所以は何ぞ。

四海家と為すの昔、河伯の民、貢を入る。

百官分任の時、山廩の職、畷を宰す。

一面の網を殷野に遣し、三章の法を夏臺に立つ。

其の間の罪障、自然として在り。…

(「鳥羽院六十日大般若講願文」「本朝文集」卷六十一)

などの例がある。政務上の過ちに加え、天皇であるために各地からそれぞれの土地で産する魚介類や鳥獸を献上されたことや、法を司る立場にあって冤罪を防ぐことができなかつたおそれなど、治天の君であるがゆえに生じる罪について具体的に触れられている。

これらを、そのような罪深くも強大な権力を己が有していきることの表明と言ふことも出来よう。しかし、院の権力を顕示する院政期文化のモニュメントとして捉えられることが多い鳥羽院の催した数多くの供養・法会の願趣に、たとえボー

ズ・ふるまいの要素を多分に含むにせよ、このような院自身による自省の言葉があり、それが願文としておおやけにされたことは、これまで一面的に院の権威の誇示と見なされてきたこれら仏事の性格を立体的にするものであり、注意すべきことと思われる。

三

これまで主に同時代の作と比較することにより、永範の願文の特色を見てきたが、類似した傾向は、先行する時代の願文には見られないのだろうか。平安時代中期までの願文に、院を願主とするものは極めて少ないため、ここでは平安時代後期以後の用例について考察する。まず、大江匡房による白河院閑連願文を中心を見てゆきたい。

言うまでもなく、白河院は息子である堀河、そして孫である鳥羽の時代にその父祖として院政を行い、また、鳥羽院と同じく数多くの法会を催した人物である。側近として仕えた大江匡房は、院を願主とする修善願文を数多く残しているが、その中における白河院に関する記述は意外にもそれほど多くはない。退位後も政治に関わっていることを述べているものとしては、管見のところ、『江都督納言願文集』に以下挙げたものをはじめとする数例を見出したのみである。

…、方今、

聖上富春秋也、唯任杼軸於我、

賢相越姫霍也、猶委權衡於吾。…

(…、方に今、
聖上は春秋に富み、唯だ杼軸を我に任せられ、
賢相は姫霍を超ゑ、猶ほ權衡を吾に委す。…)

(卷一「院三十講御願文」天永二年(一一一)三月)

三、於戯、

雖為脱屣之身、猶祈垂冕之右、
雖處上九之位、欲救大千之人。

花紐未解、先除天下之病床、
蓮偈始開、忽休海内之黏席。：

(…、於戯、

脱屣の身為りと雖も、猶ほ垂冕の右に祈り、
上九の位に処ると雖も、大千の人を救はんと欲す。

花紐未だ解かず、先づ天下の病床を除き、
蓮偈始めて開き、忽ちに海内の黏席を休む。…)

(卷一「日吉社仁王經供養」天仁二年(一一〇九)四月
また、天皇や上皇との父子関係に触れた例は、次の二例程度である。

…、是以、弟子

膺鑑之間十四廻、偏崇金人而御俗。
脱屣之後廿余載、弥帰白法而送生。

為皇王之父祖、忝太上之尊名、
早逃万乘、雖入三密、

恩愛之習不變、先奉祈今上陛下之万歳。
慈仁之思猶深、故又慕九州四海之一平。：

(…、是を以て、弟子

膺鑑の間十四廻、偏へに金人を崇めて俗を御す。

脱屣の後廿余載、弥よ白法に帰して生を送る。

魔王の父祖為りて、太上の尊名を忝なくし、

早く万乗を逃れて、三密に入ると雖も、

恩愛の習ひは変ぜず、先づ今上陛下の万歳を祈り奉

る。

(卷一「白河院鳥羽御塔」嘉承二年(一一〇七)十一月二十八日)

慈仁の思ひは猶ほ深く、故に又九州四海の一平を慕

ふ。…)

院に関する記述を拾い出してみると、

…、伏惟

眇身在于幼弱之齡、先帝伝以九五之位。

叙託已重、政理惟疎。

受四海之図籍、如臨深淵。

掌万機之繁多、似取朽索。

運彼嘉謀、治我寓内。

仰馮祖宗之靈、俯慕神祇之德。

…(中略)…、

繼嗣益広、以承皇統。

歷數各長、以撫黎元。

為扶幼稚之主、憇遺耆老之身。

する記述の登場は、そうした白河院政の強化を背景とするのではないか。

匡房に統く院政期の鴻儒として知られるのが、藤原式家の

敦光である。彼の、自らの儒者としての功勞がいかに式部大輔に任せられるのにふさわしいものかを訴えた書状には、「皇子・皇女の御名、御願寺の御願文・呪願文、皆是れ儒宗の勤仕する所なり。敦光未だ大輔に至らざる以前、年来頻りに其の勤めを致す。」(『本朝統文粹』卷七「申式部大輔・中弁書」・原漢文)とあり、事実、白河院・鳥羽院らの御願寺における法会の願文や呪願文を数多く執筆したことが各種記録に見える。現存するものはそれほど多くはないが、この中から、

誠是蒙天之祐、荷神之恩。

遇曾孫之膺寶籙、

得壽算之及常珍。⋮

(⋮、伏して惟へらく、

眇身は幼弱の齡に在るに、先帝伝ふるに九五の位を以てす。

叡託は已に重く、政理は惟れ疎し。

四海の図籍を受くるは、深淵に臨むが如し。

万機の繁多を掌るは、朽索にて馭するに似たり。

彼の嘉謀を運らし、我が寓内を治む。

仰ぎては祖宗の靈を馮み、俯きては神祇の徳を慕ふ。

⋮ (中略) ⋮、

繼嗣益ます広し、以て皇統を承く。

曆數各おの長し、以て黎元を撫づ。

幼稚の主を扶けんが為に、慄ひに耆老の身を遺す。

誠に是れ天の祐を蒙り、神の恩を荷ふものなり。

曾孫の宝籙を膺くるに遇ひ、

壽算の常珍に及ぶを得。⋮)

(『本朝統文粹』卷第十一「白河法皇八幡一切經供養願文」)

⋮、旁感冲襟、追憶前事。

膺籙之間十六年、脱履之後十四歳。

或慙菲薄之徳、賞罰易迷。

或扶幼冲之君、諮詢無絶。

百姓之過、引咎於眇身、

万邦之辜、招責於庸質。

矧乎、俗謝淳朴、政隔成康。

雖緩殷網之法、非無楚筆之刑。

懺悔之思、寤寐不休。⋮

(⋮、旁た冲襟を感じるに、前事を追憶す。

膺籙の間十六年、脱履の後十四歳。

或ひは菲薄の徳を懲ぢ、賞罰迷ひ易し。

百姓の過は、咎を眇身に引き、

万邦の辜は、責を庸質に招く。

矧んや、俗は淳朴に謝し、政は成康に隔たる。

殷網の法を緩むと雖も、楚筆の刑無きには非ず。

懺悔の思ひ、寤寐も休まず。⋮)

(『本朝統文粹』卷第十一「鳥羽勝光明院供養

といつた例を挙げることが出来る。匡房のものに比べて格段に分量が増え、対句を多用した文章となっていることが見て取れる。内容的にも、前者の「繼嗣益ます広し、以て皇統を承く」や「曾孫の宝籙を膺くるに遇ひ」といった表現には、永範のような父子関係をはつきりと示し、それを政務の代行に直結させるようなものではないにしろ、皇統の強調が見られるし、後者の引用部分後半で述べられている、治天によつて生じる罪への懺悔も永範の願文でまま語られるものであり、

共通するところがある。

また、決して特異な表現ではないが、
「諮詢無絶」と、
「雖深万機之諮詢無絶」

（永範「奉賀鳥羽院五十賀願文」）『兵範記』仁平二年八月二十八日
条

「未絶万機之諮詢」

（永範「奉為法皇供養等身薬師像一軀願文」）『台記』仁平四年六月八
日条

「百姓之過、引咎於眇身」と、

「百姓咎過、譴責寄誰」

（永範「鳥羽院安樂寺院内阿弥陀堂供養呪願文」）『本朝文集』卷六
十

「懺悔之思、更帰咎於己」

（永範「同（鳥羽院）結願曼陀羅供願文」）『本朝文集』卷六十一

「懺悔之思、寤寐不休」と、

「懺悔之思、造次不休」

（永範「鳥羽天皇金剛心院供養願文」）『本朝文集』卷六十一
といった表現の類似も、匡房よりも敦光の願文の方が、永範
の願文の表現により近い関係にあることを物語っている。¹⁸

四

皇統意識や罪障意識を多く含む院の姿を描く先蹟が敦光に

すでにあったとすると、次に生じるのは、何故永範の願文に
それが一際色濃く表れているのか、という疑問であろう。
これについては、比較対象となる顯業や茂明の願文がごく
わずかしか現存していないことから、明確な解答を導くこと
は困難であるが、参考となる小さな事件が、『兵範記』仁平
四年（一一五四）十月二十一日条の高陽院白河御塔供養記事
に見える。

これは鳥羽院皇后高陽院泰子が養女の菩提を弔うために白
河で塔供養を行ったことを伝えるもので、永範作の願文と、
藤原茂明作の呪願文が全文引用されているが、その前に願趣
に関して以下のようない節がある。

御塔造立供養の御願趣、併せて願文・呪願文等に見ゆ。
而るに過去の功徳の奉為、亦た法皇の寿福に資し奉らる。
時人之を難ず。就中、公家の修御誦經賜度は、旁た其の
憚り有るか。偏へに法皇の御沙汰之を為すこと如何。

（原漢文）

すなわち、願趣を述べる願文・呪願文中に、「法皇の御沙
汰」、「願主」でもない鳥羽院の寿福を祈る一節があつたとして、
時人がそれを非難したと言うのである。確かに永範の願文に
は「抑も作善の趣は如何」として養女を弔うことが述べられ
た後で「重ねて請ふらくは、聖主陛下の暦数の則ち三皇の暦
数を軼ぎ、德化は亦た五帝の德化を超ゆらんことを。殊に淨
善を分かちて祈り奉る。禪定仙院、綺膳克和し、羞むるに瓊

田不死の味を以てす。宝体大穩し、比するに金石不壞の質を以てす。」（原漢文）と本来の願趣に加えて鳥羽院の「寿福」を願う文言が見られる。しかし、茂明の呪願文にはそのような文言は全く見られない。批判は永範一人に向けられたのであろう。

実は、この法会の直前、鳥羽院は体調を崩していた。『兵範記』によれば、十七日、持病の「脚病」のため御幸に難有りとして、翌日に予定されていた法会は延期されたという。翌十八日、永範と茂明から願文と呪願文の草稿が提出された。これはまず頼長が目を通した上で院に奏上されている。

院の不豫と法会延期の報は、当然永範らの耳にも届いていたはずである。ならば、永範願文の「重ねて請ふらくは」以降の鳥羽院の健康を祈る文言は、直前の院の体調不良を承けて書かれたもの、おそらくは急遽挿入されたものと考えられるのでないだろうか。実際、この箇所の前後を見てみると、亡子の菩提を弔うことを、

「童子聚砂の戯れ、皆三明の覚果に叶ふ。況や悃篤の志、廻向何ぞ空しからんや」

と述べる箇所を承けて、さきに挙げた「重ねて請ふらくは」以降の院の長寿を願う文言が置かれ、次いで、

「嚴親太閤之を觀行し、禪窓長閑として之に現當す」と続く。「觀行」とは、人の行いを觀ることであろうから、この場合の「之」に当たるのは、亡子への「廻向」であり、

間に挿入された「重ねて請ふらくは」以降の部分の存在は、行論上余計とも言えるのである。

仁平四年（一一五四）は、第一節で見た藤原頼長による薬師如来像供養が行われた年でもある。この頃、忠実・頼長と鳥羽院との関係には微妙なものがあった。頼長は、仁平元年（一一五二）九月八日に、鳥羽院の寵臣であり、頼長とは対立関係にあった藤原家成の邸宅に家人・従者を乱入させて以来、院の不興を蒙っていたとされる（『愚管抄』卷四）。仁平三年（一一五三）五月には、院別当に再任されていたが、健康状態の優れない近衛天皇を呪詛したという噂も流れ、頼長は次第に孤立しつつあった。

そうした中、頼長らが鳥羽院を迎えて行つたのが、六月八日の鳥羽院を願主とする薬師如来像供養であり、十月二十一日の塔供養であった。薬師如来像供養にあたって、頼長は東三条邸東隣の鴨院を売却し、その代価を造仏料に宛てるなど（『台記』仁平四年六月八日条）、並々ならぬ熱意を傾けている。

また、この十月二十一日の白河御塔供養も、忠実・頼長と鳥羽院との調停役を務めていた鳥羽院皇后泰子を願主とし、泰子が鳥羽院の命により養女とした内親王の菩提を弔うものであつた。これらの法会の意図が、失われつつある鳥羽院の信任の回復にあつたことはほぼ間違ひのないところであろう。

ならば、薬師如来像供養願文では願主である院の権力の由來を饒舌に述べ、白河御塔供養願文では願趣を離れた院の長

寿を祈る文言をいささか唐突であっても挿入することは、院はもぢろんのこと、法会の実質上の施主であつた頼長の意向にも添つたものであつたのではないか。これらは願主をめぐる状況がやや複雑なものであつたが、鳥羽院を願主とする修善における願文でも、やはり院政を家父長的論理と対句の駆使によつて莊厳することは、院の意向に叶つたものであつたと思われる。

永範は、願主の意向や状況を的確に把握し、願文に反映させる作者、少なくとも現存するわずかな例によれば他家の儒者にくらべてその傾向の強い作者であつた。それが北家日野流や式家よりも後進と言える南家の出身という彼の出自に起因するものかどうか、可能性はあるうが、断定は出来ない。しかし、あるいはそれが鳥羽院が彼を重用した理由の一つであつたかも知れない。

おわりに

以上、平安時代最末期の儒者藤原永範の鳥羽院関連願文を中心いて、院政期願文における院の描かれ方を概観してきた。同時代の儒者の作に比べ、永範の願文では、院に関する記述が長く、自らの掌握する権力の理由に、帝王の父であるということを強調する皇統意識、そして、政治を行うことへの罪障意識が多く見受けられた。これは、院政のごく初期に当たる、大江匡房の白河院関連願文においてはほとんど見いだ

すことが出来ないものである。その後、藤原敦光の願文になつて初めて長々と対句を用いて皇統意識及び罪障意識に基づいた院の姿が現れ、永範に受け継がれたものと思われる。では永範以後、鎌倉時代にはこうした流れはどのような展開を見せるのだろうか。いくつか例を挙げてみよう。

・藤原資実「後鳥羽天皇逆修功德御願文」

…、弟子謬以庸昧、□受不図

…（中略）…

遁四海之重載以降、

每到玄圃臺煙霞之春望、風花帰根、碧蘿洞管絃之秋宴、月桂沈頌、

終始之理、莫不慨然。

須拏一心以断余念。

然猶二帝專厚孝順之礼、

多年不改尊崇之儀。

天下之縛、慄決無極之野。

身後之謀、亦厭有為之鄉。

雖唐高祖之遜位、猶聽万機之諮詢。

而梁武帝之委身、剩彼三宝之給侍。

（…、弟子謬りて庸昧を以て、不図を□受し、

…（中略）…

四海の重載を遁れてより以降、玄圃臺の煙霞の春望、風花の根に帰し、

碧蘿洞の管絃の秋宴、月桂の嶺に沈むに到る毎に、

終始の理、慨然とせざること莫し。

須らく一心を挙げて以て余念を断す。

然るに猶ほ二帝専ら孝順の礼を厚くし、

多年尊崇の儀を改めず。

天下の緯は、慄ひに無極の野に決す。

身後の謀は、亦た有為の郷を厭ふ。

唐高祖の位を遙れると雖も、猶ほ万機の諮詢を聴く。

而るに梁武帝の身を委ね、剩まわへ三宝の給侍に疲る。

・菅原為長「後鳥羽天皇逆修功德願文」

（『本朝文集』卷六十五）

先顧身上之罪障、続思眼前之福惠。

：（中略）：

矧亦魚龍爵馬之玩、蹠嶺而成。

齒革羽毛之賛、任土而貢。

如此之類、自然之大罪。：

（…、伏して惟へらく、

寄託を祖父上皇より受け、初めて王者の大業を承け奉

る。

龍河の図、龜洛の年。

天眞臻らず、浴日の波。

懸河の浦、皇輝及ぶこと無し。

遠く唐謝の塵を尋ね、早く汾心の水を挹す。

是に於いて、

二代万機の諮詢、猶ほ民間に莅むが如し。

金子王孫の昌盛、我が後を恤ふべからず。

榮運云に足り、物累未だ断たず。

：（中略）：

是を以て、

先ず身上の罪障を顧み、続けて眼前の福恵を思ふ。

：（中略）：

矧んや亦、魚龍爵馬の玩、嶺を蹠えて成る。

齒革羽毛の賛、土に任せて貢す。

此の如きの類、自然の大罪なり。：

是以、

二代万機之諮詢、猶如莅民間。

金子王孫之昌盛、不可恤我後。

榮運云足、物累未断。

：（中略）：

是以、

『本朝文集』を贅見するだけで、以上のような、永範の願文とよく類似した例を多数見出すことが出来る。また、表文の例ではあるが、『転法輪鈔』（十七末）には、後白河院について次のように述べる例がある。

・「治承三年御逆修表白」

・・・然、

三代之魔王、皆是我君之子孫也。

万機之諮詢、莫不我君扶持。

是故、

三代雖垂春竹之露、

五刑自降秋荼之霜、

正法興隆之御願雖深、

邪徒治罰之朝議又發。

罪業不意成、雖似背慈悲之願、

懺悔盡誠修、何猶為菩提之妨。・・・

（・・・然れば、三代の魔王、皆是れ我が君の子孫なり。

万機の諮詢、我が君の扶持ならざるは莫し。

是が故に、三章春竹の露を垂れると雖も、

五刑秋荼の霜降りてより、

正法興隆の御願深しと雖も、

罪業意ならずして成り、慈悲の願に背くに似たりと雖も、懺悔誠を尽くして修す、何ぞ猶ほ菩提の妨げと為らんや。

・・・

全体に長文化しており、院の治天の権利の由来を天皇の父であることに認め、さらに政治に携わることで生じる罪障を強く意識するこのような叙述が、院の自己像の描写として定着したことを見て取ることができる。

箕敏生氏は、白河院以降の院政がすべて父子関係、もしくは祖父と孫の関係（実際の親子でない場合には猶子関係）にある天皇と院によって行われていることを指摘し、基本的に父子であることが、院政を行う院と今上天皇との間を結合させる論理として、換言するならば、院が国政参与する条件として前提視されていたことを明らかにされた。そして、以下のよく知られた挿話を引き、院政の成立要件として現天皇の父（もしくはそれに準じる人物）に限定する認識が、近衛天皇の即位の頃、十二世紀後半にはすでに生じていたとされる。すなわち、鳥羽院の子で、崇徳天皇の実弟である近衛天皇が即位した際、自らの皇太子として立坊されるだろうと期待していた崇徳は、実際の立坊宣命が「皇太弟」となっていたことを深く恨んだという（『愚管抄』卷四・『今鏡』卷二）。『今鏡』には、「みかどの御やしなひご、例なきこととて、皇太弟とぞ宣命にはのせられ侍ける」とあり、猶子関係による院

政がいまだおおかたの承認を得たものでなかつたことが知られるが、その反面、近衛が「御やしなひご」であつたために、崇徳が皇太子としての即位を期待したのであれば、この時期にはすでに猶子関係による院政の可能性が芽ばえていたと考えることが出来るからである。

これまで小稿が追つてきた願文の中の院の像の変遷、就中皇統意識がしだいに強調されてゆく経緯は、こうした院政の成立条件を父子関係に限定する認識の成立と展開とを背景としている。

國房による白河院像の中にはいまだそうした父子意識は希薄であった。院に関する記述が見られるのも、鳥羽天皇が即位し、院政が確立して以降である。その後、敦光の頃に、白河から鳥羽へと院政の主役は交代し、帝位を退いた身でありますから天皇の父として国政に関与する院の、治天の君としての権力の根拠が意識されるようになる。そして、近衛天皇の即位をめぐって、院政の主を今上天皇の直系の尊属に限定する認識の定着が確認される頃、院と天皇との父子関係を強調する永範の願文が現れ、鎌倉時代の願文へとその流れは受け継がれてゆく。

永範の鳥羽院関連願文のうち、現存する最初のものは、久安三年（一一四七）の「鳥羽院安樂寿院内阿弥陀堂供養願文」であり、これは近衛が皇太弟として即位したために崇徳が院政を行つ道が閉ざされてからわずか六年後のことであった。

その後も永範は願文の中で繰り返し皇統意識に立脚した鳥羽院の姿を語り続け、鳥羽院政を支えたのである。緊張した政治状況がそれを要請した面もあるう。

院の国家的法会における願文は、法会を莊嚴するだけではなく、文中で語られる院そのものをも莊嚴したのであり、永範の願文に至つて、院の莊嚴は一つの定型を獲得したのである。

注
（1）『江都督納言願文集』注釈稿』（国文学研究資料館調査研究報告）一四・二〇〇三）

（2）「院政期の北斗信仰と大江匡房」『江都督納言願文集』「北斗曼陀羅堂」を中心に」（『国語国文』七一・一・二〇〇三）・「貌姑射に住む上皇像の形成」『莊子』「逍遙遊」における堯帝伝承から」（『和漢比較文学』三二・二〇〇四）・「大江匡房と唐文の受容」「楚越の竹」という語をめぐって」（『語文』八一・二〇〇四）

（3）永範の生涯については、拙稿「藤原永範考」（大谷大学研究年報）五七・二〇〇五）で概略を述べた。

（4）願文の文章構成については、山本真吾氏に一連の考察がある。「文章構成法から観た平安初頭期追善願文の文体」（三重大学日本語学文学）一・一九九一）、「江都督納言願文集」所収追善願文の文章構成について」（『鎌倉時代語研究』一五・一九九二）などを参照。

（5）「院政期の帝王觀」（『院政とその時代－王權・武士・寺院』思文閣出版・二〇〇三、初出『赤松俊秀教授退官記念 国史論集』

赤松俊秀教授退官記念事業会・一九七二)

(6) 前掲注3拙稿参照。

(7) 対句であることから私に「戒」を補う。

(8) 五味文彦「院政と天皇」(岩波講座日本通史第七卷)岩波書店・一九九三)など参照。

(9) 管見のところ、『菅家文草』六四九「奉太上皇勅、於清和院法會願文」程度である。なお、『本朝文粹』卷十三に「朱雀院平賊後被修法会願文」があるが、これは朱雀院在位期の作である。

(10) 小峯和明「江都督納言願文集」の世界(五)——白河院と法勝寺関連願文——(『中世文学研究』一七・一九九一)、同『江都督納言願文集』の世界(六)——白河院関連願文をめぐる——(『中世文学研究』一八・一九九二)など参照。

(11) 本文は基本的に六地蔵寺本に拠るが、前掲注10小峯氏の論考に身延山文庫本との異同が示されている場合はそれを参考とした。

(12) 六地蔵寺本「太」に作るが、前掲注10の小峯氏の論考に示された身延山文庫本により訂す。

(13) 対句であることから私に「之」を補う。

(14) 対句であることから私に「之」を補う。

(15) この他、敦光には「……然問、忝も三代帝王の父祖為りて、

已に七旬春秋の年算に余れり、……(中略)……方に今、宝鏡を逃れると雖も、脱履を樂じと雖も、幼齡の主を愛念し、朝家の政を扶持せり。今も今も宗廟社稷の基を繼体守文の君を安せむとして、水月の空觀も其の心を乱せり、煙霞の逸遊も其の思を煩ひて、繼徒の悪念をも顧りみず、畏れず。偏へに國家の為に、専ら王法の為に、其の道理に任せて、朝憲を行はんと欲す、……」(『平安遺文』一九三三号「白河法皇御告文案」(石清水田中家文書)保安

四年(一一三三)八月・適宜訓読を施した)のような例もある。

(16) このことに関して興味深い例に、永範「鳥羽法皇熊野金泥一切経供養願文」(「平三年(一一五三)二月十四日」)がある。この中に「弟子、早く綺歳に先んじ、忝なくも羅図を握る。徳薄くして蒼冥の心を慙じ、功成りて玄元の誠めを守る」という一節があるが、これは明らかに敦光の「鳥羽院參御熊野山願文」(天治二年(一一二五)十一月二十三日『本朝続文粹』)の「早く羅図を握る。徳薄くして蒼々の心を慙じ、功成りて玄々の誠めを守る」を踏まえたものであろう。同じ鳥羽院の熊野での願文ということで、往年の敦光の願文が引用されたのであろう。願文の製作に当たって、永範が敦光をはじめとする先人の作を熟読していたことをうかがい知ることが出来る。

(17) これは、鎌倉時代の唱導が次第に施主への配慮・贊辞に重きを置くようになり、表白に「施主段」が設けられるようになることと運動していよう。『安居院唱導集上巻』解説(角川書店・一九七二)、山本真吾「鎌倉時代における表白付説教書の文章構成と文体」(『国文学攷』一三四・一三五合併号・一九九一)、同『表白・願文の用語選択—金沢文庫本『言泉集』の記述をめぐつて—』(『訓点語と訓点資料』一〇一・一九九九)参照。

(18) 『古代王権と律令国家』第二部「古代王権の構造」第四章「中世王権の特質」(校倉書房・二〇〇二)、「中世の太上天皇について」(『年報中世史研究』一七・一九九二)を補訂したもの)